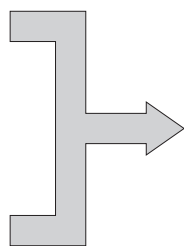


身体障がい者
手帳療育手帳
(知的障がい者)精神障がい者
保健福祉手帳

所持している方は、法律によって、
障がい福祉サービスや援助を受ける
ことができます。

(1) 身体障がい者手帳

ア. 窓口…各区役所健康福祉課障がい福祉係(東区・西区は障がい福祉担当)・1ページ記載の出張所障がい福祉担当係
イ. お持ちいただくもの ※顔写真は写真専用用紙(縦4cm×横3cm)1年以内に撮ったもの

新規申請のとき	●指定医師の診断書(3か月以内に作成されたもの) ⇒指定医師については障がい福祉課または担当窓口にお問い合わせください。 ●顔写真(写真専用用紙)2枚(縦4cm×横3cm) ⇒1年以内に撮ったものに限りします。 ●個人番号カードまたは通知カード
障がいの程度が変わったとき	●指定医師の診断書 ●手帳
違う障がい加わったとき	
再認定	●顔写真(写真専用用紙)1枚
手帳をなくしたとき	●顔写真(写真専用用紙)1枚 ●本人確認ができるもの
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	●手帳 ●顔写真(写真専用用紙)1枚
住所・氏名が変わったとき	●手帳
本人が亡くなったとき	●手帳

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。※手帳の交付決定は申請してから約2か月から2か月半かかります。
※7級の障がいに1つ該当のみでは身体障がい者手帳の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

(2) 療育手帳

ア. 窓口…各区役所健康福祉課障がい福祉係(東区・西区は障がい福祉担当)・1ページ記載の出張所障がい福祉担当係
イ. お持ちいただくもの ※顔写真は写真専用用紙(縦4cm×横3cm)1年以内に撮ったもの

新規申請のとき	●顔写真(写真専用用紙)1枚(縦4cm×横3cm) ⇒1年以内に撮ったものに限りします。
住所・氏名・保護者が変わったとき	●手帳
手帳をなくしたとき	●顔写真(写真専用用紙)1枚 ●本人確認ができるもの
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	●手帳 ●顔写真(写真専用用紙)1枚
再判定	
本人が亡くなったとき	●手帳

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。

※新規申請の場合、後日手帳交付のための判定を受けていただくことになります。

判定所……18歳以上 新潟市知的障がい者更生相談所 電話 025-230-7789
18歳未満 新潟市児童相談所 電話 025-230-7777

※手帳の交付決定は申請してから約2か月かかります。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係(東区・西区は障がい福祉担当)・各地域保健福祉センター
 イ. お持ちいただくもの ※顔写真は写真専用用紙(縦4cm×横3cm)1年以内に撮ったもの

新規申請のとき		
精神障がいによる『障がい年金』または『特別障がい給付金』を受給していない人	精神障がいによる『障がい年金』を受給している人	精神障がいによる『特別障がい給付金』を受給している人
〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②障がい者手帳申請書 ③診断書(精神障がい者保健福祉手帳用) ※精神疾患の診療をしている主治医が記入したもの ④顔写真(写真専用用紙)1枚(縦4cm×横3cm)	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②障がい者手帳申請書 ③同意書 ④障がい年金証書、または、直近の年金振込通知書、または、直近の年金支払通知書 ⑤顔写真(写真専用用紙)1枚(縦4cm×横3cm) ⑥診断書(精神障がい者保健福祉手帳用) ※精神疾患の診療をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②障がい者手帳申請書 ③同意書 ④特別障がい給付金受給資格者証(特別障がい給付金支給決定通知書)。 ⑤顔写真(写真専用用紙)1枚(縦4cm×横3cm) ⑥診断書(精神障がい者保健福祉手帳用) ※精神疾患の診療をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要
更新申請のとき(受付は、有効期限の3か月前から)		
精神障がいによる『障がい年金』または『特別障がい給付金』を受給していない人	精神障がいによる『障がい年金』を受給している人	精神障がいによる『特別障がい給付金』を受給している人
〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②精神障がい者保健福祉手帳 ③障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ④診断書(精神障がい者保健福祉手帳用) ※精神疾患の診療をしている主治医が記入したもの ⑤顔写真(写真専用用紙)1枚(縦4cm×横3cm) ※必要に応じてご提出ください。(有効期限の更新欄がなくなった場合等)	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②精神障がい者保健福祉手帳 ③障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ④障がい年金証書、または、直近の年金振込通知書、または、直近の年金支払通知書 ⑤同意書 有効期限の3か月前に郵送します ⑥顔写真(写真専用用紙)1枚(縦4cm×横3cm) ※必要に応じてご提出ください。(有効期限の更新欄がなくなった場合等) ⑦診断書(精神障がい者保健福祉手帳用) ※精神疾患の診療をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要	〈必要書類等〉 ①個人番号カードまたは通知カード ②精神障がい者保健福祉手帳 ③障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ④特別障がい給付金受給資格者証(特別障がい給付金支給決定通知書)、または国庫金振込通知書(国庫金送金通知書) ⑤同意書 有効期限の3か月前に郵送します ⑥顔写真(写真専用用紙)1枚(縦4cm×横3cm) ※必要に応じてご提出ください。(有効期限の更新欄がなくなった場合等) ⑦診断書(精神障がい者保健福祉手帳用) ※精神疾患の診療をしている主治医が記入したもの ※精神障がいと知的障がいの総合認定により年金を受給している方のみ必要

手帳をなくしたとき	●顔写真(写真専用紙) 1 枚(縦4cm× 横3cm) ●本人確認ができるもの
手帳が破れたり、汚れたりしたとき	●手 帳 ●顔写真(写真専用紙) 1 枚(縦4cm× 横3cm)
住所・氏名が変わったとき	●手 帳
本人が亡くなったとき	●手 帳

※窓口にて申請（届出）書を記入していただきます。

※申請から手帳の交付の可否の決定までは、約1か月半から2か月かかります。

※精神障がいと知的障がいによる総合認定で障がい年金を受給している方は、精神障がい単独の障がい等級を確認できないため診断書が必要です。

※マイナンバーによる情報連携が始まりましたが、情報の照会先を確認するため、支給機関がわかる年金証書、特別障がい給付金受給資格者証などの書類をご用意ください（郵送の場合は、写しをご提出ください）。

※手帳の受け取りに郵送を希望する場合は、手続時に350円分の切手（簡易書留料）が必要です。

※申請書などの書類は、各区役所健康福祉課障がい福祉係（東区・西区は障がい福祉担当）、各地域保健福祉センターにあります。また、市のホームページからもダウンロードが可能です。

※手帳を診断書で申請される方で、自立支援医療（精神通院医療）の新規、再認定の申請を同時に行う場合、手帳用の診断書で、自立支援医療（精神通院医療）の診断書を兼ねることができます。

※手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請の受付をします。

※手帳を診断書で申請する場合は初診から6か月以上経過している方が対象です。

※診断書は申請日から3か月以内に作成されたものが有効です。

スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」をご存じですか？

ミライロIDは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）をアプリ内に登録し、その登録画面を対応可能な施設等で提示することで、障がい者手帳を提示した場合と同じ割引等を受けることができるものです。

登録方法や使い方等は、右記のミライロIDホームページから確認できます。

ミライロIDが使える施設や企業については、事前にご確認ください。



ミライロID
ホームページ